

# 商工会ニュースしわ 9月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和3年9月8日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

## 商工会館 工事のお知らせ

施設の老朽化に伴い、以下の日程において会館の塗装・修繕工事を行います。工事に伴い、会館駐車場に車を駐車できなくなりますので、来会された際は少し離れた砂利の方へ駐車願います。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

工事予定期間:令和3年9月20日(月)～ 10月31日(日)

※日程がずれる場合がございますので、ご了承ください。

## 地域企業経営支援金の上限額の変更について

岩手県独自の緊急事態宣言が発出したことによる経営への影響を鑑みて、地域企業経営支援金の補助対象期間に岩手県緊急事態宣言の期間が含まれている場合、1店舗当たりの上限額が下記の通り引き上げられることとなりました。

『新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）』に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の上限額を引き上げます。本支援金の支援金額の算定にあたり、上記緊急事態宣言期間を含む場合、

1 店舗当たりの上限額 30万円 ➡ 40万円

1 事業者当たりの上限額 150万円 ➡ 200万円

※緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合は、上限額は引き上げにはなりません。

※既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

令和3年9月13日より受付を開始しますので対象となる事業者は商工会まで提出してください。

申請様式も変更となりますので、商工会HPよりダウンロード、もしくは直接商工会まで取りに来ていただければと思います。

### 地域企業経営支援金とは？

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年同月比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前々年同期比30%以上減少している対象業種を営む中小企業者の方が対象となる支援金です。

## 岩手県の最低賃金の引き上げについて

令和3年10月2日より現在の793円から28円引き上げになり821円に変更になりますので、各事業所におかれましてはご留意いただきますようお願いいたします。